

# 令和8年度福岡市環境審議会環境保全・創造部会 議事録（要旨）

日時:令和8年5月12日(火)15:00~16:30

場所:TKP ガーデンシティ PREMIUM 天神スカイホール ウェストルーム

## 1. 開会

開会の挨拶(福岡市環境局長)

## 2. 協議事項

生物多様性ふくおか戦略の原案について

各委員から出された意見等と質問に対する事務局からの回答は以下のとおり。

### ○部会長

前回部会での多角的な意見を踏まえ、事務局から戦略原案の全体像、基本的方向・基本施策、指標、取組み例について説明があった。これらに対するご意見、ご質問をいただきたい。

### ○委員

前回から多くの項目をよくまとめていただいた。その上で、読み取れなかった点について質問したい。モニタリングや広報関係の枠組みは、インターネットを介したデジタルメディアが中心になっていると読み取れる。高齢者の方はじめ、ネット環境が脆弱な方々への、希少種の保護等に関する啓発や、生物多様性の保全・活用に貢献する活動への呼びかけをどのように行うか、補足してもらいたい。

### ○事務局

情報発信や啓発を推進するに当たり、発信するテーマや受け手側の属性に応じて、ホームページなどインターネット媒体による情報提供と併せて、「市政だより」等の紙媒体の広報ツールなどを柔軟に選択し、多面的に展開する方針である。

### ○委員

区役所や地域の公民館などの対面的な窓口の活用は、どのように位置づけるか。

### ○事務局

現在、環境局の職員が要望に応じて、対面で出前講座などを実施している。同様の取組みを、この戦略の方向性に沿って適宜実施することを想定している。

また、校区の住民が主体的に環境活動を展開できるよう、人材育成の側面も兼ねた「ふくおかレンジャー養成講座」への講師派遣を、環境局の事業として実施している。今年度からは、周知も含めて、さらに注力して展開する方針である。

### ○委員

例えば、開催件数や窓口の数などを成果指標として示すことが可能であれば、さらに市民に身近な戦略になると考えられるため、検討いただきたい。

### ○事務局

環境局のイベントは、市内全世帯に配布される「市政だより」で告知している。出前授業は主に

公民館で実施しており、また「ふくおかレンジャー養成講座」も環境局と公民館で連携して取り組んできた。これまでは公民館で個別に周知していたが、今年度からは、より積極的に連携体制を構築するため、各校区の自治協議会などへ周知し、取り組みを拡大していきたいと考えている。

また、資料1の7ページに示すとおり、「ふくおかレンジャー養成講座」の受講者数と、親子向けの体験イベントである「自然の恵み体験」の申込者数を、本戦略の指標としている。

○委員

資料1の7ページに記された代表指標「生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合」は、現状値で28.2%となっているが、この数値は取り組みの結果であるか。イベントの参加者数などをもとに出された数字なのかを確認したい。

○事務局

市民の割合の数値は、アンケート調査結果から出したものである。

○委員

了解した。

取り組みとして多彩なイベントの開催が書かれているが、環境局環境政策課の「未来へつなげる環境活動支援事業」も、市民や企業との連携のもとで実施される生物多様性保全に深く関わる事業である。本事業を取り組み例に加えれば、事業の参加者も生物多様性保全活動への参画意識が芽生えるのではないか。

また、マッチングについては、市民と企業をつなげる環境活動の中で、生物多様性に関連した活動が行われていることを、私自身も昨年初めて認識した。活動に関心はあるものの、相談先が分からない市民や企業等も多いと考えられるため、ふくおかウェブセンターに適切に誘導することが望ましいと考える。

○事務局

取り組み例への事業の追加については、具体的な事業名の記載については検討するが、戦略に示した考え方に沿う形で、様々な施策を展開する中で対応していきたいと考える。

マッチングについては、生物多様性ふくおかウェブセンターを福岡市の自然環境の情報が網羅されているウェブサイトとして位置付け、情報収集や発信をしたい方がまずここにアクセスできるように、二次元コードやウェブリンクなど他媒体からの誘導手法なども含めて、検討を進める。

○委員

「未来へつなげる環境活動支援事業」も、企業と市民がつながるための橋渡しの役割をするという理解でよいか。

○事務局

「未来へつなげる環境活動支援事業」では市民と取り組む、団体やNPO法人等の環境活動を支援するとともに、環境フェスティバル等を通じて様々な団体と企業との交流の場も設けている。いずれも、生物多様性に限るものではないが、活動団体や企業等との連携により、環境活動の裾野を広げていきたいという考えは、本戦略の目指す所と同じである。イベントをどこまで具体的に書くか、また連携手法についても対面やウェブ上でご紹介など、様々な手法が考えられる。ご意見も踏まえて取り組みを進める。

○委員

保全とは、人間活動を前提に、人の手によって自然を守り、増やし、つないでいくものであると認

識している。この観点から原案全体を確認したところ、いくつか懸念がある。

まず、資料 1 の 14 ページのイノシシ被害の低減については、殺傷処分を前提としているのか、侵入防止等により共生を図るのかといった方向性が明確でない。

次に、資料 1 の 20 ページの「自然を守るために開発に配慮する」との記述については、自然を優先して開発を抑制する趣旨にも受け取られ、開発と自然を両立させつつ活用していく視点が、十分に表現されていない。

さらに、参考資料 1 の 23 ページの感染症、とりわけ鳥インフルエンザに関する記述では、新型コロナウイルス感染症や鳥インフルエンザが人間活動による環境改変によって引き起こされたとされているが、この点はやや単純化・飛躍があるのではないかと考える。和白干潟における生活排水中の窒素やリンの影響によりアサリの増減や渡り鳥の飛来状況が左右されるように、人間活動が生態系に影響を及ぼす側面は否定しないが、その説明と鳥インフルエンザを直接結び付けることには違和感がある。

また、同ページの結論として示されている「過度な干渉を減らし、人間社会と生態系の適切なゾーニングを確立する」という考え方は、関与を控えるという消極的な姿勢にも受け取られ、十分とは言えない。鳥インフルエンザについては、大量殺処分に至る前に封じ込める対策や、人間と渡り鳥が共生できるような管理の在り方を検討し示すことが重要であり、渡り鳥の飛来促進と感染症リスクとの関係も含めた整理が必要である。これまで鳥インフルエンザを重要な課題として繰り返し指摘してきたが、現行案では具体的な対応方針が示されていない。自身にも答えがあるわけではないが、「鳥インフルエンザを抑制することが渡り鳥の生息環境の確保につながる」といった視点もあるのではないかと懸念がある。

全体として、これまでの意見が十分に反映されておらず、むしろ意図とは逆に受け取られているのではないかと懸念がある。

○部会長

非常に難しい問題である。戦略に書かれている文章の意味合いについて、事務局より説明願いたい。

○事務局

参考資料 1 の 23 ページに記載した、鳥インフルエンザに関する記述については、人間活動により生物多様性の健全性が失われた結果であるという趣旨で、生物多様性に係る課題として記述した。委員が指摘された内容の反映については、検討する。

また、鳥インフルエンザなどの問題についての施策も記載が必要という指摘については、生物多様性戦略として施策を打てるかどうかも含めて、検討する。

○部会長

日本野鳥の会の委員にお聞きしたい。野鳥の会では、この鳥インフルエンザの現状を、生物多様性と人間社会の営みの中でどのように捉えるか。見解があれば拝聴したい。

○委員

人それぞれの関わり方と考え方があり、難しい問題なので、私から答えられることはあまりない。

○部会長

日本には多種多様な鳥類が飛来するが、鳥インフルエンザは増加しているのか。あるいは、従来から存在していたものの、近年になって人間の産業に影響を及ぼすようになったのかについて、

関連する知見があれば伺いたい。

○委員

増加しているか否かは分からないが、渡り鳥が飛来する時期に重なることが多いと考える。また、人間よりも飼育されている鶏への影響が大きいのではないかと。ブロイラーなどは集団で飼育されているため免疫力も弱く、感染すると一気に拡大することが、この感染症が懸念される要因と考える。人間への感染については、まだ確認例を聞いたことがなく、新型コロナウイルス感染症ほど人間に深刻な影響を与えるものではないと認識している。

○部会長

こういった感染症は不可抗力であり、例えば海の中道海浜公園のふれあい動物の森でも、鳥インフルエンザの感染が拡大すると、鳥類エリアへの立ち入りが禁止される。マリンワールドで飼育しているペンギンも接触禁止となる。

○委員

現状では、鳥インフルエンザ発生時に具体的な場所が公表されないが、住民の安全確保の観点から課題がある。人体への影響も含めた情報を適切に開示し、その伝え方を工夫するとともに、県と連携した対応に取り組んでもらいたい。

○事務局

施策として実施可能なものとそうでないものを精査し、検討する。また、生態系の健全性に関する記述については、人間活動によりその健全性が失われているという前提に立ち、指摘内容も踏まえて表現を見直す。

○委員

社会構造の変化と本戦略との関係についての記述が十分でないと感じる。

農林水産業従事者の減少により、里地里山やため池などの管理能力が低下しているが、これに対する生物多様性確保のための施策として、原案では「整備を行う」もしくは「支援する」といった記述にとどまっているため、さらなる工夫が必要と考える。

5章あるいは6章を新設し、戦略的課題を整理してはどうか。鳥インフルエンザのように、現時点では答えが出ない、または事業化が難しい課題をまとめて記載することで、今後の検討事項が明確となり、読み手にも分かりやすくなると思う。

○事務局

基本的方向3の「活かす・つなぐ」につながる農林水産業施策との連携に関し、産業構造の変化も課題として言及する必要があるとの指摘と認識している。

○委員

参考資料1の29ページの「本戦略の基本的方向」の図で、「農村漁村の多面的機能を保全する」が、基本的方向2「守る・増やす」につながっている。この基本方向2では、農村漁村の社会構造が将来にわたって健全であることが前提とされているように見えるため、その点を課題として明記する必要があると考える。

○事務局

参考資料1の29ページの図の上に、「地域産物などへの需要が高まる一方で、市内の人口増加、都市開発、第一次産業従事者などの減少に伴い、資源供給が不足する可能性があります」と課題を記載しているが、指摘を踏まえて追記を検討する。

○委員

前回部会で発言した、企業活動に関する基本施策に対する意見について、真意が十分に伝わっておらず、原案にも反映されていないように思う。

前回部会では、基本的方向 3 の「活かす・つなぐ」にも、循環経済を後押しする柱を出していただきたいという趣旨で発言した。現行の原案では、多様な主体のマッチングをさらに活性化させるという方向で加筆修正されている。

マッチングの促進が重要であることは認識しているが、生物多様性に貢献する企業を応援する施策も、基本的方向 3 に追加できないか。例えば、新型コロナウイルス感染症流行期金色バッジや一人ひとりと花運動のシールなどのように、取組みをしている企業を市民に周知することで、活動のマッチングにもつなげることも期待できる。

基本的方向 1 の基本施策(3)に「企業における生物多様性への配慮の推進」が書かれているが、基本的方向3の基本施策(2)もしくは(3)にも追加してもらいたい。

○事務局

企業による活動団体の支援だけでなく、企業そのものの環境配慮活動を応援する施策が必要であるという指摘と認識した。

○委員

基本的方向 1 の基本施策(3)に該当するが、その取組みの結果を市としてさらに後押しできないかと考える。

例えば、資料 1 の 11 ページでは、環境配慮型事業所の認定数の増加が指標として示されているが、入札指名の優遇措置に加え、こうした企業を市民に周知することも有効ではないか。環境配慮に積極的な企業として認知されることで、企業の動機付けやブランド価値の向上につながり、取組みの促進が期待できる。

最終的には、「福岡市で事業を行うと、生物多様性に配慮した活動に取り組みやすい」と評価されるようになれば、様々な主体の連携が進み、相乗効果が生まれると考える。こうした観点から、加筆の可能性について検討いただきたい。

○事務局

企業の環境活動状況は、生物多様性ふくおかウェブセンターで積極的に発信する方針で、参考資料 1 の 38 ページに、「生物多様性を意識した事業活動に関する普及啓発」として記載している。加えて、ウェブページそのものを広く市民に見ていただけるよう、ふくおかウェブセンターの PR にも取り組む考えである。

○委員

既に反映されているということを理解した。基本的方向 3「活かす・つなぐ」でも、企業の取組みを市民に周知する施策が強調されることが望ましい。

○事務局

意見を踏まえ、基本的方向 3 のほうに再掲することを検討する。

○部会長

時間も残り少なくなりつつある。他に意見のある委員は発言をお願いしたい。

○委員

原案の 11 ページから始まる「福岡市の生物多様性を取り巻く状況」の記述で、「森林ではブナな

どの成熟した広葉樹林が生きものの暮らしを支える重要な基盤となっており」とあるが、市内ではブナは大変希少な種であり、分布域は脊振山の最も標高が高い所の尾根筋に限定される。代表的な樹林地帯の植物として記載することは違和感がある。例えば、シイ、カン、クスノキなどは身近な広葉樹林であるため、見直しが必要である。

○事務局

指摘を踏まえ、見直しを行う。

○部会長

ブナの分布域は標高 800 メートル以上である。

○委員

青森県や白神山地などでは有名な種であるが、九州ではとても希少である。身近な種を記載するほうが、読み手に親しみを感ぜてもらえると考ええる。

○部会長

資料 1 の 24 ページに紹介されている自然共生サイトは、環境省が推進する制度で、サイトを登録、認定してネットワーク化する仕組みである。原案では、市内の自然共生サイトの紹介はあるものの、福岡市として自然共生サイトとどのように関わるのか、あるいは、自然共生サイトが市の環境政策の中でどのような役割を果たすのかが十分に示されていないように見受けられる。

制度が発足したばかりであることは承知しているが、今後、市としてどのような立ち位置で関わっていくのか、考え方を伺いたい。

○事務局

候補地となり得る場所については、関係者と協議しながら認定申請を検討していく。認定後は、生物多様性ふくおかウェブセンターなどの多様な媒体を使い、積極的に PR を行う方針である。

あわせて、本制度の周知を図るため、企業や団体への働きかけを実施し、普及を進めていく。具体的には、西部ガスや海の中道海浜公園などの取組みを参考に、連携を促進していく考えである。

○部会長

理解した。ウェブセンター等を活用した横の連携のもとに、環境活動を展開できるとよい。

○事務局

自然共生サイトでの様々な活動を、市民の目に触れるような形で発信していきたい。

○委員

資料 1 の 20 ページに赤字で示された「開発等の際に配慮を求めます」という記述は、具体的にはアセス事業の際の対応と考えてよいか。

○事務局

市では「福岡市環境配慮指針」を策定しており、開発事業者や市の事業に対して、環境配慮事項を整理した指針を示している。当該指針に基づき、希少種の生息地等における配慮を求めている。

○委員

アセス事業の対象にならない小規模開発においても、実効性のあるものと理解した。マニュアルや指針に環境配慮事項を組み込んで、一定のレベルでの配慮を求める仕組みが考えられれば、より実現性や実効性のあるものになるのではないかと。

○事務局

環境配慮指針に基づく対応については、現状では市からの意見提示にとどまっており、課題があると認識している。そのため、資料1の16ページに記載しているように、今後はより実効性のある仕組みとなるよう検討する旨の記載とした。

○委員

ぜひ環境局で推進していただきたい。

○委員

生物多様性に関する情報管理に関わる項目を5章に入れてはどうか。現代は、誰もが多様な情報発信ができるが、フェイクニュースの拡散が課題となっている。生物多様性の保全の観点から、希少種の生息地等が無制限にインターネット上で公開され、多くの人々が集中することによる影響も懸念される。社会に流通する情報の取り扱いについて、一定の考え方や方針を原案の中で示してはどうか。

○事務局

指摘のとおり、現行の原案には当該事項に関する記述は盛り込まれていない。市の役割としては、生物多様性ふくおかウェブセンターや福岡市のホームページにおいて正確な情報を発信するとともに、誤った情報が確認された場合は適切に周知をすることが基本と考える。

戦略の中で位置づける場合は、5章の進行管理の中で扱うことを想定するが、具体的な記載内容については内部で検討する。

○部会長

閉会時間になったため、本部会を終了する。事務局には、各委員からの意見を今後の原案とりまとめと公表に反映されたい。

### 3. 閉会